

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁運発第69号
令和元年8月5日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習における原動機付自転車を用いた講習を指導する指導員について(通達)
高齢者講習における原動機付自転車を用いた講習を指導する指導員については、「高齢者講習における原動機付自転車を用いた講習を指導する指導員について」(平成29年3月6日付け警察庁丁運発第40号。以下「旧通達」という。)により運用されているところであるが、所要の改正を行い、下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

記

1 原付車を用いた講習を指導する指導員の要件

「高齢者講習の運用について(通達)」(令和元年6月12日付け警察庁丙運発第5号。以下「局長通達」という。)第1、1(4)イに定める高齢者講習指導員の要件に関し、原付車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験期間がおおむね1年以上あるものであり、かつ、大型二輪免許又は普通二輪免許を有し、2に掲げる原付車を用いた講習指導に係る補充教育を受講したものは、局長通達第1、1(4)イ(ウ)の「公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者」として認めることができるものとする。

2 原付車を用いた講習指導に係る補充教育

(1) 実施主体

都道府県指定自動車教習所協会等が実施するものとする。

(2) 対象者

都道府県公安委員会が高齢者講習における普通自動車を用いた講習指導員としての要件を充足すると認める者(二輪車を用いた講習の指導員の要件を充足する者を除く。)で、大型二輪免許又は普通二輪免許を有し、原付車を用いた講習の指導に従事する予定があるもの。

(3) 内容及び時間

「高齢者講習における実車指導要領の一部改正について」(平成28年10月14日付け警察庁丁運発第165号)及び自動車安全センター中央研修所における高齢者講習指導員課程の二輪車に関する課程(実車指導要領、運転シミュレーターの指導法)の内容

に準拠して3時間実施するものとする。

(4) 使用資機材

原付車及び二輪車用運転シミュレーター

(5) 指導員の要件等

ア 原則として、指導員は、過去に中央研修所の実車指導員としての経験がある者とする。ただし、要件を充足する者を確保することができない場合には、中央研修所の実車指導員としての経験がある者と同等以上の技能・知識及び経験を有すると認める者とする。

イ 補充教育における実技については、指導員1名が補充教育ができる対象者は10名以内とする。

(6) 補充教育の修了証書の交付

補充教育を終了した者には修了証を交付させるものとする。また、実施主体から修了証の交付を受けた者の名簿の提出を受けるものとする。

なお、修了書の様式にあつては、別記様式を参考とすること。

(7) 留意事項

ア 補充教育(実施時期を含む。)は、各都道府県警察の実情に応じて実施すること。

イ 都道府県警察は、補充教育が円滑かつ効果的に実施されるように、実施主体に必要な協力等を行うこと。

ウ 補充教育を受ける機会について特定の者を優先すること等がないように実施主体を指導すること。

エ 補充教育の実施に当たっては、なるべく警察職員を立ち合わせるなど、同教育の適正を確保するために必要な措置を講じること。

修 了 証

(都道府県名)

○ ○ ○ ○

年 月 日 生

あなたは原動機付自転車の実車指導に係る補充教育を終了したことを

証明します。

年 月 日

実施主体名

実施主体長名 印